（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正）

第二条　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六号」を「次号」に改め、同号に次のように加える。

ト　へに規定する浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管（以下「導水管等」という。）の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること。

第一条第二項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に改め、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　前項第五号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

第一条第二項第二十号中「措置」の下に「（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）」を加え、同条第三項中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改める。

第二条第二項中「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に改め、同項第一号ヘ中「措置」の下に「（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）」を加え、同条第三項中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、同条第四項中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改める。

第三条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削る。

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「交付等は、」の下に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項及び第十四条の四第十八項並びに」を加え、「の規定に」を「並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に」に改める。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項中「第九条の八第四項」を「第九条の八第五項」に「第十五条の四の二第二項」を「第十五条の四の二第三項」に、「及び第九条の九第五項」を「、第九条の九第五項」に、「においてみなして」を「及び第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）においてみなして」に、「第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項」を「第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項」に、「並びに」を「、」に改め、「第十三条の八」の下に「、第十四条第十四項並びに第十四条の四第十四項」を加え、同表廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の項中「、その」を「その」に、「及び第六条の二第三号から第五号まで」を「、第六条第一項第一号イ（第六条の五第一項第一号においてその規定の例によることとする場合を含む。）、第六条の二第四号及び第五号」に、「第六条の十二第三号」を「第六条の十二第四号」に改め、「それらの規定の例によることとする場合を含む。）」の下に「並びに第六条の二第六号（第六条の六第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）」を加える。

別表第二廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項中「第九条の八第四項」を「第九条の八第五項」に、「第十五条の四の二第二項」を「第十五条の四の二第三項」に、「及び第九条の九第五項」を「、第九条の九第五項」に、「においてみなして」を「及び第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）においてみなして」に、「第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項」を「第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項」に、「及び第十三条の八」を「、第十二条第九項、第十二条の二第十項及び第十三条の八」に改め、同表廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の項中「第六条の二第三号及び第五号」を「第六条の二第四号」に、「第六条の十二第二号及び第三号並びに」を「第六条の十二第四号及び」に、「、それらの」を「その」に改め、「含む。）」の下に「及び第六条の二第六号（第六条の六第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）	第八条の四の六及び第八条の十七の三

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の七及び第八条の十七の四の改正規定（「の内容を一年間公衆の縦覧に供する」を「を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改める部分に限る。）は、平成二十三年十月一日から施行する。

（定期検査の期間に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けている者は、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の四の三の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日以前に当該許可を受けた者にあっては平成二十四年三月三十一日までに、平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあっては平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあっては平成二十五年三月三十一日までに、平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあっては平成二十六年三月三十一日までに、平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあっては平成二十七年三月三十一日までに、平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあっては平成二十八年三月三十一日までに、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受けなければならない。ただし、この項前段の規定による検査を受けるべき期間内に、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、法第九条第二項において準用する法第八条の二第五項の規定による検査を受けたときは、この限りでない。

2　この省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可（同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けている者は、新規則第十二条の五の三の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日以前に当該許可を受けた者にあっては平成二十四年三月三十一日までに、平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあっては平成二十五年三月三十一日までに、平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあっては平成二十六年三月三十一日までに、平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあっては平成二十七年三月三十一日までに、平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあっては平成二十八年三月三十一日までに、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受けなければならない。ただし、この項前段の規定による検査を受けるべき期間内に、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条の二第五項の規定による検査を受けたときは、この限りでない。

3　第一項の規定による検査は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の法（以下「新法」という。）第八条の二の二第一項の規定による検査と、前項の規定による検査は新法第十五条の二の二第一項の規定による検査とみなして、新法及び新規則の規定を適用する。